

入 札 説 明 書

令和 8 年 8 月 2 1 日 千葉市公告第 6 5 8 号により公告した「令和 8 年度公用車 2 台一括売払い」入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書による。

1 制限付一般競争入札に付する事項

(1) 件名

令和 8 年度公用車 2 台一括売払い

(2) 業務内容

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 引取期限

令和 8 年 1 1 月 2 5 日（水）

(4) 保管及び引取場所

千葉市農政センター 千葉市若葉区野呂町 7 1 4 - 3 他 1 か所

※引取場所については、別紙「売払車両一覧」のとおり

2 競争参加資格

制限付一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和 8 ・ 9 年度千葉市入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2 年間を経過しない者

イ 当該入札日前 6 か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ 民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和 6 0 年 8 月 1 日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）に違反している者

(3) 古物商許可を取得している者又は自動車リサイクルシステム法による引取業者登録が完了している者

3 車両の確認

実際の車両を確認したい場合は、下記期間に確認すること。なお、確認しない場合でも写真をもって車両を確認したものとする。

(1) 日時：令和 8 年 9 月 1 日（火）から令和 8 年 9 月 7 日（月）まで

土日祝日を除く午前 9 時 3 0 分から午前 1 1 時 3 0 分まで及び午後 1 時 3 0 分から午後 4 時まで（最終日は午前 1 1 時 3 0 分まで）

(2) 場所：千葉市農政センター 千葉市若葉区野呂町 7 1 4 - 3 他 1 か所

確認場所については、別紙「売払車両一覧」の引取場所のとおり

(3) 申込方法

車両の確認をする場合は、令和8年8月28日（金）正午までに、「4 契約事務担当課」宛てに電子メールで、事業者名、担当者名、参加人数、連絡先、希望日（第3希望まで記載のこと）を記入のうえ、申込みを行うこと。

4 契約事務担当課

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所高層棟1階

千葉市役所会計室

電話 043-245-5455

Email : kaikei.AU@city.chiba.lg.jp

5 仕様書に関する質問

(1) 受付期間

公告日～令和8年9月14日（月）正午

(2) 方法

受付期間内に「質問回答書」により「4 契約事務担当課」宛てに電子メール送付すること。メール送付がない場合は、質問事項無しとみなす。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和8年9月18日（金）までに、申請者に電子メールにて送信する。

6 入札参加資格確認申請書の提出

制限付一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期間

公告の日から令和8年9月14日（月）正午まで（各日とも午前9時から午後4時まで。ただし、最終日は正午まで。）

(2) 提出場所

「4 契約事務担当課」

(3) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合締切日必着とする。）

(4) 確認通知

令和8年9月18日（金）までに契約事務担当課より通知する

7 入札手続等

(1) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和8年10月1日（木）午後1時30分

イ 場所 本庁1会議室301

千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所高層棟3階

(2) 入札方法

入札者は、原則として前記（1）の入札・開札の日時及び場所に出席して所定の入札書をもって商号及び入札件名を記載した封筒に入れ提出すること。ただし、郵

送による入札の場合は、二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」と朱書して、「4 契約事務担当課」宛てとし、入札日前日の午後3時までに書留郵便にて必着のこと。

(3) 入札書に記載する金額

入札金額は、売払物品に対する契約希望額を記載すること。

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札保証金 免除（ただし、千葉市契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）第8条第2項の規定に該当する場合は、当該入札保証金の納付の免除に係る部分に相当する額を違約金として徴収するものとする。）

(5) 落札者の決定方法

有効な入札を行った者のうち、千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格以上で最高価格の者をもって落札者とする。

(6) 無効となる入札

千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札

8 開札に立会う者に関する事項

開札に立会う者は、入札者又はその代理人とする。代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札に関する権限の委任を受けなければならない（入札前に委任状を提出すること。）

9 再度入札の実施

(1) 開札において予定価格に達する価格の入札がなく、落札者がいないときは、直ちに再度入札を行う。

(2) 再度入札の回数は、2回とする。

(3) 再度入札には、初回の入札に参加しなかった者、開札に立会わなかった者又は初回の入札で無効とされた者は参加できない。

10 契約の手続き等

(1) 契約保証金

要（ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。）

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等の閲覧

千葉市契約規則等は、千葉市ポータルサイトにおいて閲覧できる。

11 代金の支払い及び売払物品の引取り

売払物品は、契約締結後に千葉市が発行する納入通知書により期限までに売払代金を納入後、別途指定する期日までに各引取場所において現状のまま引取るものとする。（納入の確認のため振込等の領収書の写しを千葉市役所会計室に提出するこ

と。)

なお、引取り及びそれまでに要する諸経費等は買受人の負担とする。

1 2 売払いの条件

(1) 千葉市は契約不適合責任を負わない。

また、引取り後の不調や故障についての保障は一切行わない。

なお、事故、災害発生の場合は、すべて買受人の責任において処理すること。

(2) 転売または部品取りの制限はない。車両の引取りまでに車両の取扱い（車両本体及び部品の転売、解体等）について、千葉市役所会計室に報告書（任意様式）を提出すること。

なお、転売する場合は、古物商許可を有していること。解体する場合は自動車リサイクルシステム法による引取業者登録が完了していること。

(3) 車両の搬送については買受人の責任の下で行うこと。搬送等に係る手続き及び費用については、買受人が負担するものとし、引取り日時について千葉市役所会計室と協議すること。ただし、引取りの時間は原則として午前9時30分から午後4時30分までの間とする。

なお、搬送中に事故等が発生した場合は、千葉市は一切の責任を負わない。

(4) 車両引取り時に受領証（任意様式）を提出すること。

(5) 車両引取り後、千葉市役所会計室が指定する期間内に、名義変更または廃車手続きを行うこと。名義変更をする場合は変更したことを証明する書類の写し、廃車手続き等を行う場合は廃車したことを確認できる書類の写しを速やかに提出すること。

(6) 上記手続きについては、道路運送車両法の規定に基づき行うこと。

また、手続きに必要なとなる書類は買受人が全て用意するものとし、諸費用は買受人の負担とする。

(7) 売払車両に記載された市名等の表示を消去し、消去したことが確認できる画像データを電子メールにて提出すること。